

# タイアップ NEWS

<http://www.omnagoya.gr.jp/>

e-mail [office@ombudsman.jp](mailto:office@ombudsman.jp)

名古屋市民オンブズマン  
タイアップグループ機関紙  
1995年10月25日第1号発行  
事務局 名古屋市中区丸の内3-7-9  
チサンマンション丸の内第2 303  
tel : 052-953-8052  
fax : 052-953-8050

## 年頭所感 滝田誠一代表

す。明けましておめでとうございます。

去年は、ラグビーワールドカップでの日本チームの活躍、今年にはオリンピック、パラリンピックの開催、とスポーツ界では明るいトピックスが続きますが、政治、経済の面では、こここのところ、停滞感、閉塞感といった暗いイメージしか湧きません。

日本では、少子高齢化が本格化し、若い世代が将来に希望を持ってなくなっています。国は、少子化対策や外国人労働者の受け入れ増加策で乗り切ろうとしていますが、いずれも対症療法にすぎ

ず、根本的な解決になるとは思えません。高度経済成長を前提としたこれまでの社会経済システム自体を変革しなければならないと思います。右肩上がりの経済成長は、消費の拡大を常に求め、資源の損耗、環境悪化を招きます。逆説的ではありますが、少子高齢化は、この経済システムを脱却するきっかけになるかもしれません。考えてみると、人の生産性は一昔前に比べて格段に上がっています。より少ない労働でより多くの人の需要を賄うことができるはずですが、それにもかかわらず、低賃金、長時間労働が蔓延し、将来に展望

を見いだせない人が増えているというのは、自由主義経済の行き過ぎた結果でしょう。少子高齢化により人口減少に向かえば、消費の拡大に頼らない持続可能な経済の実現が求められます。問題はその具体的方法(ソビエト式の計画経済はすでに破綻しています)ですが、ラグビーでよく使われる「1人はみんなのために、みんなは1人のために」という言葉がそのヒントになるのではないのでしょうか。

年明け早々悲観的な話ではいかなものかと、何とか明るくまとめてみました。

本年もよろしくお祈りします。

## 名古屋城天守閣木造化

# 情報非公開をめぐる攻防は 文字通り本丸へ

河村たかし名古屋市長が2022年12月完成をめざして強引に押し進めてきた名古屋城天守閣木造化復元事業ですが、2019年6月文化庁文化審議会での了承を得られませんでした。2019年8月に、ようやく2022年12月竣工を断念しましたが、事業そのものが目処が立っておらず、大幅な工期見直しが迫られるにもかかわらず、河村市長はいまだに強気な姿勢を崩さないばかりか、市民へのまともな説明も全く行われていません。

## 名古屋市 苦し紛れの「解体先行論」

特別史跡名古屋城跡は、敷地

内の建造物・遺跡に釘一本打つにも文化庁の「現状変更許可」が必要です。その前に文化庁の有識者会議「文化審議会」での了承が必要ですが、現時点では木造化復元の申請のめどが立っていません。2022年12月木造化天守閣復元を目指すため、当初は復元と解体同時に現状変更申請をする予定でしたが、2019年2月に、まず現天守閣の解体の申請をする名古屋市長は公表しました。

当初の計画では2018年10月に現状変更許可があり、31ヶ月の工期で復元する予定でした。しかし、解体先行によって2019年6月の文化審議会での了承を得、24ヶ月の工期で復元したいと名古屋市長は発表しました。

## 河村市長ようやく

## 2022年12月竣工断念と発表

2019年6月の文化庁文化審議会での現天守閣解体の了承を得られず、19/8/29に、河村市長はようやく2022年末復元を断念と発表しました。 <http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/190829.pdf>

また、19/12/27に河村市長は現天守閣解体と木造化復元を一体として進めることを表明しました。 <http://www.city.nagoya.jp/mayor/page/0000124218.html>  
しかし、いまだに新たな竣工時期を示せていません。

# 文化庁は木造復元のどこを問題視しているのか 情報公開訴訟提訴

しかし、文化庁が具体的にどのような指摘をしたのか、文化庁とのやりとりの議事録は公開されていません。

名古屋市民オンブズマンは、19/2/21に名古屋市を相手取り、名古屋城をめぐり18/6/13、7/20、7/26、8/3、9/10、9/25に文化庁訪問時の復命書等の情報非公開取消と開示の義務づけを求める訴訟を19/2/21に名古屋地裁に提訴しました。「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」として内容がほとんど非公開で、しかも「黒塗り部分を非公開にする」としており、意思表示が完結しておらず、無効の可能性もあると指摘しました。

# 名古屋市 一部変更決定も肝心の部分非公開

名古屋市は19/5/31に決定を見直し、非公開部分を特定し、非公開の理由をそれぞれ明らかにした上で、河村たかし市長が文化庁を訪問したときの面談記録等を、市長発言部分の多くを公開してきました(593ページ中562ページが黒塗り→151ページが黒塗り)。しかしながら、名古屋市がまだ公表していない部分については非公開で、文化庁の発言については、「項目」のみ開示されるだけ。唯一「地元の専門委員会には十分に説明して理解してもらうこと。」という中身が公開されるのみでした。

# 開示で判明 市長が「資料が豊富と言った」

# と文化庁に伝えた人物は日本舞踊の家元

20/2/3に名古屋市は再度決定を見直し、著名人の名称がわかる部分を開示しました。

名古屋市は、これまで裁判で「本箇所には『個人的な見解を述べた人物が特定される内容』について記載されており、そのような情報が公開されると、人物が特定される(文化庁との打合せで、市長が個人名を述べたうえで、『これだけ資料が豊富な復元は世界に例がない。世界にアピールすることが必要だ』と、同人の発言を引用する発言をしたため。)」非公開としてきました。しかし、「発言をした本人への確認等を行い再度検討した結果、現時点では弊害が存在しないと判断したため」公開してきました。

今回新たに開示された文書には、発言者は「名古屋にある日本舞踊の家元」と記載がありました。

# 市「未確定情報と記載していても、既定路線と受け取られるおそれ」

いまだに非公開の67カ所について、20/2/6に弁論が開かれました。

原告の名古屋市民オンブズマンの新海聡弁護士は以下主張しました。

(1)中間的な検討・意見交換の内容であり、「未確定の情報」であることは明らか。未確定な情報が確定したものと誤解される可能性すらない。

(2)「仕事」なので、意見交換の内容が公開されても、文化庁職員が名古屋市長に意見を言えなくなったり、名古屋市長が文化庁職員に意見を言えなくなる理由はない。

被告の名古屋市代理人弁護士は情報公開条例7条4号Cについて以下主張しました。

(1)未確定な情報が公開されると、未確定な情報が確定したものと

と誤解され、不当に市民の間に混乱を生じさせる。

(2)未だ解決すべき課題等があり、議論の途上である内容であるにも関わらず、未確定な情報が殊更曲解・糾弾され、市民の間に混乱が生じる懸念がある。

また、文化庁と石垣部会のやり取りについて、市は「やりとりの個人の氏名と発言を公開すると、やり取りを部分的にとらえ、反対の立場を後押ししたり、推進側が有利になったりする。審議委員はけしからんと個人攻撃がされ、表だって意見をいうことがなくなるおそれがある」としました。

今回は20/5/20(水)13:30-名古屋地裁1102号法廷で行います。

# 石垣部会・天守閣部会 ・議会・障害者団体・ 知事・市民が問題に

許認可権を持つ文化庁が何を問題にしているか明らかにされないまま、それでもいまだに名古屋市は強引に木造復元事業を進めようとしています。

関係する有識者部会である石垣部会・天守閣部会だけでなく、市議会、障害者団体、さらに大村秀章愛知県知事が問題視しています。市民も動いています。

# 市局長「石垣部会の提案はやりきれていない」認める

文化庁は、19/2/26に、現天守閣解体に当たって留意事項5項目を示しました。

<http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/190226-1.pdf>

うち石垣に関する3項目については「石垣部会の意見を付すこと」としています。

石垣部会は、現天守解体の現状変更許可申請について、「解体作業を行う場所の下にある石垣の調査が終わっていない」ため、明確に反対しました。

しかしながら、名古屋市は19/4

/19に文化庁に現天守閣解体の申請を出したと発表しました。http://www.nagoya.ombudsman.jp/casyle/190419.pdf

2019年4月に着任した松雄俊憲・観光文化局長は「石垣部会のご提案について、確かにやり切れていないといった部分がございますけども、文化庁が申請にあたって5つの留意事項を私どもに指示をいただきましたけれども、そのことに対しては事務方としてやりきったというふうに思っております」としました。

## **市 石垣部会にも仮設 構台下トレンチの場所 知らせず**

19/5/28に開催された石垣部会で、名古屋市は試掘調査として4㎡程度のトレンチ(試掘坑)を23箇所計画する予定であり、文化庁にその旨伝えたと初めて発表しました。しかも、まだ具体的でないものも含んでいるので図面を公表するのは控えているとしました。

19/8/5石垣部会でも、名古屋市はトレンチを入れる場所をおおよその範囲でしか示さず、しかもすでに現状変更申請済みとしました。

石垣部会構成員の千田嘉博・奈良大学教授は「石垣部会は名古屋市と敵対しているわけではない。どういうことが文化庁から投げられていて、どうすればよいのか部会に示されないとか力の発揮しようがない。文化庁とのやり取りを秘匿される、どう現状変更申請したか委員に知らされないのは他に知らない」としました。

## **石垣部会「ウソの理由 で穴蔵石垣調査するのは許されない」**

19/5/28に開催された石垣部会で、天守閣地下部分にある穴蔵石垣調査を行う予定としました。

宮武正登・佐賀大学教授は「穴蔵石垣調査の目的を明確に説明

して欲しい」としたところ、名古屋城総合事務所名古屋城調査研究センターの村木副所長は「穴蔵石垣は昭和に積み替えられ、オリジナルの姿はとどめていないと認識しているので、本来の姿に戻したいので、現況を把握したい」としました。

しかし、19/8/5石垣部会で村木副所長は「天守台石垣の保存方針は、全てが天守閣整備のためではない。天守閣復元と切り離して考える」としながら、「現天守閣解体許可が出た場合、天守台石垣の保存方針を具体化し策定する」「この目的は天守のために穴蔵を復元するためです」としました。

千田教授は「穴蔵調査は木造天守閣が耐えられるか調査するために必要。でも文化庁に別のうその理由で発掘調査を申請するのは認められない。名古屋市の方針はわかるが、文化庁の現状変更許可を取ってから、大いに議論をする。村木副所長の説明が典型的だが、『この目的は天守のために穴蔵を復元するためです』と言ってはいけないことを言っちゃった。天守台の保存方針だけを立ててもだめで、内堀底とか対岸とかもどう保存するかといった一体とした保全方針を立てないだめ」としました。

## **服部センター所長「石垣部会の議事録を読まない と理解できないのは問題ではないか」**

19/8/5に挨拶をした服部英雄・名古屋城調査研究センター所長は「名古屋市を助けて欲しい。許されるのなら私は人柱になりたい」とするものの、過去の石垣部会の議論を踏まえぬ発言を繰り返して、さらに「議事録を読まない」と理解できないのは問題ではないか」「石垣部会は危険を煽りすぎている」「『絶対安全』とは言えない」などと発言し、石垣部会が発しました。

## **赤羽氏「木造復元計画**

## **3点に名古屋市は答え てこなかった」**

19/6/22「名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会」が主催した「～名古屋城バリアフリーの行方～名古屋城木造天守復元事業 ここが問題!」で、石垣部会の赤羽一郎氏を講師にお招きして、現状の解説と名古屋城の価値ならびに現在の木造天守閣復元計画の問題点、今後の見通しを話していただきました。

「現在の木造復元計画の問題点は3点あると私は考えている。昨日(6/21)文化庁が継続審議と言ってきたのは、同じ3つであり、それに名古屋市はまともに回答してきていない。

1点目は今の石垣を絶対に損なわないこと。

2点目はバリアフリーの問題。

3点目は現在の天守閣をどう位置づけるかということ。現天守閣は登録有形文化財の要件に該当する。

これらはずっと問題点が明らかになってきたが、解決してこなかった。

木造復元が暗礁に乗り上げたが、さらに解体先行という奇策を河村市長が取ったことで漂流し、さらに問題が複雑になった。解体工事でも石垣を損なうおそれがあり、その旨石垣部会が意見書を提出したら、名古屋市はそのまま文化庁に提出した。

こんな状態にもかかわらず設計委託料や木材購入などは文化庁の許可を得ないまま執行されており、市民から住民監査請求も出された。市議会はチェック機能を果たしていない。

木造復元はちょっと立ち止まって、どうするか検証し合うことが必要だと考える。市民が一致して新しい名古屋城の将来像を築く時間が必要だ。

現天守も50億円かければ耐震改修・長寿命化が図れるとのこと。エレベーターも最上階まで新設可能。みんなで考えやっつけていくことが求められると思う。」と述べました。

## **千田教授「文化庁の定**

## める手順をふまえない と1ミリも進まない

19/7/20に開催された「第88回名古屋城天守閣を木造復元し、旧町名を復活する有志の会」主催の学習会で、石垣部会の千田教授が「名古屋城の石垣とバリアフリーについて、課題と展望」と題して講演しました。

「報道では、『名古屋城天守閣木造化が計画通りに進まないのは石垣部会が悪い』かのようにされている。しかし、石垣部会は木造天守に反対では決してない。名古屋城ほど資料が豊富で厳密に復元可能な天守はない。しかし、いろんな条件をクリアしないといけない。

史跡の国宝と言える「特別史跡」では、専門家を交えて文化庁が指導・了承して策定された「保存活用計画」をあらかじめ策定する、というのが文化庁が定めたルールだ。

短期・中期・長期的に計画を策定し、保存活用計画に書かれているものは復元でき、書かれていないものはできない。

松代城はそれほど大きな建物ではない堀・櫓を復元したが、手順に従って文化庁が許可し復元が終わるまで10年はかかった。それが標準であり、短くするのは困難。

名古屋城は何が進まないかといえば、名古屋市が手順を踏んでいないから。「保存活用計画」を書き直さずに天守木造建設を市が決定し、文化庁の許諾なしに復元設計を開始した。

しかも竹中工務店が出してきた基礎構造案は、文化庁から秒殺された。本物の石垣を解体・遺構を破壊してコンクリートの「跳ね出し架構」を設置することは、史跡整備の原則から大きく逸脱し、文化庁の許可が得られる可能性は皆無。

ここまでするのに軌道修正することは出来たはず。名古屋市は、現天守解体のため設置する構台の下の石垣は1個も調査していない。今後、文化財としての石垣調査予定日は0日。法に則って、ルールにしたがわないと、100年たっても無理だ。」

どうすれば木造天守が復元出来るか、という質問に対し、千田教授は「文化庁調査官に入っても

らって、整備検討計画を直し、『現天守閣は文化財に相当する』を覆すような作文ができれば8割は山を越える。しかしそれができるか私にはわからない。」としました。

## 天守閣部会員「これは 天守閣復元プロジェクト。 石垣研究プロジェクトではない」

一方、19/4/25に特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 天守閣部会(第18回)が開催されました。

古阪秀三・立命館大学客員教授は「結局石垣調査は、名古屋市がするのか石垣部会か、外部に委託するのか。2年間やっているが進まない。技術的な内容はあきらかにならない。これだと決着がつかない。専門家をいれてやるべきだと思う。

そもそも、これは天守閣を復元するプロジェクトであって、石垣を研究するプロジェクトではない。どこまでとどめるのか。本当の専門家がいない状況でやろうとしている。濃尾地震の影響もわかっていないし、熊本地震があり、東南海・南海地震も想定されている。現在は愚の骨頂。天守閣部会の技術の皆さんが調査に行かればいい。」としました。

## 名古屋市 別途埋蔵文化財部会を立ち上げる方針示す

19/8/5石垣部会で名古屋市は御深井丸の地下遺構や内堀底について、別途埋蔵文化財部会を立ち上げてそこで検討したいと発表しました。

千田教授は「石垣の取り合いのところについて、さらに埋蔵文化財部会と石垣部会との調整が複雑になるので、『埋蔵文化財・石垣部会』を合わせてやらないとだめだ」としました。

## 名古屋市6月補正予算 3.2億円木材保管庫提案 解体予算約20億円は提案せず

名古屋市は19/6/7に6月補正予算案を令和元年6月定例会に提出すると発表しました。その中で、天守閣木造復元の木材保管庫設置工事として400万円(債務負担行為 3億1300万円)を提案しました。

説明としては、「柱、梁、土台に使用する主架構木材等を保管・加工するための施設を特別史跡外に設置」とあります。

一方、6月議会に提出予定であった、解体工事予算約20億円は今回は見送りました。

## 中日新聞社説「『まず 解体』は乱暴だ」

19/6/12の中日新聞が社説で「名古屋城の復元『まず解体』は乱暴だ」と主張しました。

名古屋城天守閣木造復元をめぐる現状がまとまっており、河村市長の「復元許可が出ていなくても解体に着手する」という乱暴なやり方を批判しています。

## 市議会猛反発で木材保管庫予算提案取り下げ

19/6/19名古屋市会本会議個人質疑において、自由民主党の浅井正仁市議は名古屋城天守閣木造復元許可がでるかどうかわからない現段階で現天守解体先行をすると、城が建てられないリスクがあるとして、2022年12月完成に固執する河村たかし名古屋市長に対して「一度立ち止まるべき時期が来たと思う」と述べました。

その後19/6/24に名古屋市議会経済水道委員会が開催され、19/6/21に文化庁文化審議会から現名古屋城天守閣先行解体の現状変更許可がでなかったことにつ

いて、かつて無いほど活発な質疑がなされました。

しかし、この期に及んでも河村市長は「2022年12月竣工はあきらめていない」とコメントを発表しました。

浅井正仁市議は、「これまでは2022年12月までに木造天守閣を作る予定だった。それが延びるならそれまでに木材を調達する必要があるのか」と聞いたところ、市は「貴重な木材2323本を使う予定。竹中工務店とは昨年度末ですでに725本調達する契約を結び金も支払った。すべて貴重な木材。2020年6月に保管期限が切れるので、それ以降保管場所を確保する必要がある」と答えました。

浅井市議は「竹中工務店は『復元の現状変更許可がでる見通しがないければ、工期変更の協議はできない』と言っていたが」と聞いたところ、市は「予定通りにいかないことが判明したので、竹中工務店には報告した。そういう状況であれば協議に応じる」としました。浅井市議は「仮定の話が事実になった。石垣保全方針を示して欲しい。竹中工務店と工期について協議して示して欲しい」としました。

浅井市議は「工期が延びれば、名城公園にずっと保管庫を置いておくのか。そもそも工期の話をするのが間違い。石垣保全方針を出せと文化庁は言っている。まだわからないのか」としました。

19/6/26名古屋市議会経済水道委員会で、浅井市議は「これまで各会派は要望や附帯決議を付けてきたが、全て無視して木材を買ってしまった。今年も17億円で木材を買うのか」と問い、名古屋市長は「早急に明確なスケジュールを詰めたい」と述べるにとどまりました。

渡辺義郎(自民・北区)市議も「今後10年も20年も名城公園の広場が使えなくなるのは地元として困る。暫時休憩して、一度検討して欲しい」としたところ、松雄局長は「局長として、議会の議論を市長に伝え、予算取り下げができないか進言したい」としました。

その後議会が再開され、市長はコメントを出し、木材保管庫予算の取り下げ手続きに入りました。

## 自民市議「文化庁から

## 『2022年12月はダメだと言われた』と書いてあると側聞した」

19/6/26市議会経済委員会の中で、市議が要求した名古屋市と文化庁のやりとりが公開されましたが、内容はほぼ非公開でした。

渡辺義郎市議は「これは個人情報ではない。黒塗りの中には、『文化庁から2022年12月はダメだ』と言われたとはっきり書いてあると側聞した。だから出せないのではないかとしましたが、名古屋市は「情報公開条例に基づき、今は出せない」としたため、暫時休憩して公開を求めましたが、暫時休憩後も名古屋市は公開しませんでした。

## 実施設計変更契約で、エレベーター設計取りやめが判明

実施設計業務委託契約書と変更契約書が19/5/9に開示され、実施設計でエレベーター設計を取りやめたことがわかりました。

当初の竹中工務店の提案では、小型エレベーターを設置するとありました。しかし、河村たかし名古屋市長は18/5/30に「今後復元する名古屋城木造天守閣にエレベーターを設置しない」と正式に表明しました。

しかしながら、新築の建造物がバリアフリー対応ではないのはおかしいとして、「名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会」は19/2/25に約14000筆の署名を名古屋市に提出しました。「障害者権利条約」「障害者差別解消法」「愛知県障害者差別解消推進条例」等に反していると主張しています。

エレベーターがない実施設計で、文化庁、消防庁、名古屋市建築審査会、名古屋市消防局、日本建築センターの各種許可が下りるのかどうか不明です。

## シンポ「名古屋城木造天守復元事業 ここが問題！」に50人

19/6/22に「名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会」が主催した「～名古屋城バリアフリーの行方～名古屋城木造天守復元事業 ここが問題！」があり、50人が参加しました。

前日6/21に名古屋市が「文化審議会で議題とならず」と発表したため大変盛り上がりしました。

石垣部会の赤羽一郎氏の講演の後、名古屋市民オンブズマンの内田隆が、現在の情報公開の現状、情報公開訴訟の取り組みを報告いたしました。

櫻井義也弁護士は、19/1/7に日弁連に対し人権救済申し立てを行ったと説明しました。

## 安倍首相「大阪城エレベーターはミス」スピーチに全世界から批判

19/6/28安倍晋三首相がG20の夕食会のスピーチで「大阪城にエレベーターをつけたのは大きなミス」と発言した件で全世界から批判されています。

安倍首相の発言の真意は不明ですが、全世界が注目するG20で大阪城エレベーター設置を「大きなミス」と発言したことで、日本のバリアフリーの後進性が全世界に発信されました。2020年にオリンピック・パラリンピックを控えている国の総理の言葉とは思えない、という感想が相次ぎました。

## 障害者団体 大村知事に条例に基づき助言・あっせん等申立

19/7/5に「名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する

実行委員会」は大村秀章愛知県知事に対し、「名古屋城木造復元事業に対し、愛知県障害者差別解消推進条例に基づく知事による助言・あっせん等の救済申し立て」書を愛知県知事公舎で手渡ししました。

昨年度、愛知県障害者差別解消推進条例が改正され、これまで助言あっせん等の対象でなかった行政機関等、国、独法、市町村も対象になりました。今回、同委員会は改正条例に基づき救済申し立てを行いました。

知事は19/6/28 G20大阪サミット夕食会における安倍首相の「大阪城天守閣にエレベーターを付けたのは大きなミス」発言は不適切で取り消された方がよいと、19/7/2定例記者会見で述べています。今回もそのように述べるとともに「救済申し立てはしっかり受け止めさせていただいて、関係部局においてしっかり精査をし適切に対応していきたい」と述べました。

## 昇降機技術公募に関する審査基準作成ワークショップ 参加は6人

名古屋市は19/8/20.21に、「名古屋城木造天守閣の昇降新技術公募に関する審査基準作成のワークショップ」を開催しました。

審査基準について障害者団体からご意見を頂くことを目的としましたが、声をかけたのが、12団体で構成する「名古屋障害者団体連絡会」だけで、しかも障害者団体連絡会としては自由参加であり、連絡会に加盟していない人も参加可能とは言うものの、名古屋市は広く広報しなかったため、2日間で6名の参加に留まりました。

## 大村知事「現状では文化庁は全く動かない。木材等約100億円契約は全損になるおそれ」

19/6/21の文化審議会で議題にならなかったことが判明したあとの19/6/24、大村知事定例記者会見で、名古屋城木造復元について以下述べました。

「文化審議会に当面かかる予定はないと聞いた。当初から木造化は難しい、無理と聞いている。石垣の調査、計画ができていない。名古屋市も本当のことを言ったらどうか

文化庁から許可が下りていない段階で調達した木材94億円と設計費等々で100億円以上が全損になるおそれがある。市議会には例えば百条委員会をやるなどして事実解明をしっかりとやっていただきたい。取材されたマスコミの皆さんは知ってたんじゃないですか 河村市長の『できなかつたら切腹』発言は典型的なパワハラだ。

関係者が希望すれば、愛知県が障害者団体も含めて調整することはやぶさかではない」

## 河村市長「知事は愛知県を作るつもりじゃないか。知事は国王じゃない」

上記大村知事発言に対し、河村市長は19/7/8に以下述べました。

「文化庁は延ばすつもりはないとはっきり言っている。知事は愛知県なんか作るつもりじゃないか。政令指定都市制度があるから名古屋を尊敬してもらいたい知事は国王じゃないエレベーターを付けることはバリアフリーとは真逆。名古屋城木造化は名古屋市民の夢。市長を解任せにやいかん。目処が立たなくなったということではない。大村知事とは名古屋城の件で話ししていない。県が文化庁との間に入ることはない」

## 大村知事「河村さんこそ裸の王様にふさわしい」

19/7/16大村知事の定例記者会見で、「(河村市長は)私に対して、何か上下関係だとか、上から目線だとか、国王だとか言われているので、そこまで言われれば、私は、河村さんには敬意を込めてですね、『河村さんこそ裸の王様にふさわしい』というふうに申し上げたい」と述べました。

大村知事会見では、「河村市長はいつものように話しをすり替えている。市長の行為について指摘している。市長は『文化庁の許可を信じている』など、言葉尻を掴まえないようにぼやかして言っている。事実について答えるべき。

確実に100億円近いかそれを超える損害が出る、その蓋然性が高まっている。それを私はわかっている、見て見ぬふりはできないという思いで申し上げてる。なので事実関係を明らかにしてほしい。

名古屋市の職員さんに申し上げたいけど、関係する人もそろそろ本当のこと言ってほしい。そうでないとその職員の皆さんも同じように責任を問われますよ。そりゃそうですよね。もし仮に事実と違うことを、彼らも言っていたということであれば、そりゃ責任問われることになりますよ。突然『100億円穴があいた、わははは』ではすまない。関係者には被害が損害が最少になるよう、最善の努力を尽くしてほしい。」としました。

## 基本設計住民訴訟 市は却下・棄却を求める

19/5/16に、「名古屋城天守の有形文化財登録を求める会」メンバーが原告の、名古屋城木造天守復元事業の基本設計費用8億4693万6千円の返還、実施設計契約の取消し・無効確認、本件事業の停止を求める住民訴訟の第1回口頭弁論が名古屋地裁1102号法廷(民事9部)で行われました。原告・支援者で傍聴席はほぼ満員でした。

裁判長は、「訴状を拝見すると、『契約約款に記載されているとおりに基本設計ができていない』、という主張しか聞こえて来なかった。住民訴訟は『法律の何条に違反する』という主張が必要なので、事業が何らかの形で違法なら、何法何条違反なのか次回までに主張して欲しい」といいました。

19/7/3第2回弁論で論点が明確になりました。

原告の主張(1)建築基準法適用除外が受けられていない。建築基準法第3条の適用除外を受けるには「建築審査会」の同意が必要だが、得られていない。違法建築である。

原告の主張(2)成果物を復元検討委員会に提出していない

原告の主張(3)基本計画ができていない以上、基本計画書もできていない。基本設計書もできていない。

原告の主張(4) 基本設計その他業務委託仕様書に作成を要求されている「基本計画書」が納品一覧に掲載されていない。

原告は「基本計画は黒塗りだらけ500ページの資料なので見れていない」と説明したところ、名古屋市の代理人は「(基本計画のどこに不備があるのか)原告が特定しないと主張できない」としました。

## 市「仕様書記載を全部作る」とは書いていない

19/10/9木造化基本設計住民訴訟弁論で、名古屋市は準備書面(2)で「当該方式における『要求水準書』の位置付けは、受注者が履行すべき義務や満たすべき要件を具体的に定めたものではなく、あくまで受注者に対して実施を要求する業務の概要や必要最小限の業務の範囲、契約や設計に係る条件、水準を一般的・抽象的に示したものに過ぎない。」としました。

その上で「受注者は、本件事業の実施に当たって、要求水準書のうち、設計業務等に関して記載又は提案された事項に基づき実施されなければならないものである。」としました。

名古屋市の代理人弁護士は「仕様書は『必要なものについて記述し』とあり、『全部作る』とは書いていない。裁量がある。必要のないものは記述されておらず、必要なものを記述した」としました。

## 原告「基本計画が出来

## ていない以上、基本設計ははじめられない」

19/12/5木造化基本設計住民訴訟弁論で、原告は「市は『申請書類』が納品物に含まれていると主張しているが、現状変更許可を求める申請のための書類は文化庁に提出されていないため受け入れられない」としました。

また、「市は『実施設計業務委託契約』における委託内容は、発注者である本市が決める」と主張しているが、外部的な制限、条件への無理解が事業そのものを遅延させている」と主張しました。

さらに、建築審査会の同意に先立つ建築指導課の協議すら存在せず、設計業務自体を完結することができない、と主張しています。

「竹中工務店の技術提案・交渉方式の『技術提案書』では、『0フェーズ』の段階で『復元方針・基本計画』を取りまとめ、『復元検討委員会』に提出する。これらが整った段階で『基本設計・積算』となる。

『基本計画』として文化庁、復元検討委員会に諮ることで、基本設計を開始できる」とし、基本計画が出来ていない以上、基本設計は開始できない、と主張しました。

## 浅井市議「はね出し工法で慶長期の史跡を壊すのは本末転倒ではないか」

19/11/28名古屋市本会議で、浅井正仁市議は「観光文化交流局長が『石垣部会の皆さんと対話し、歴史的な合意をした』と印象を持ったようだが、具体的な内容は」と質問しました。

特に、天守閣の基礎となるコンクリートを設置する「はね出し工法」というコンクリートを流し込む手法は、穴蔵石垣を撤去し、慶長期からある可能性が非常に高い根石や土といった遺構を壊すことになり、本末転倒ではないか、と指摘しました。

また、これまではね出し工法について石垣部会から了承が得られていないが、石垣部会の先生と合意が出来たのか質問しました。

## 局長「基礎構造は、文化庁から『穴蔵石垣に遺構が残っている可能性を前提に検討する』よう言われている」

松雄観光文化交流局長は、工法については、文化庁からの指摘事項について、今後情報提供をしながら一つ一つ丁寧に石垣部会のご助言を受けながら進めていくことを確認したとしました。

市長と石垣部会構成員が直接話し合い、お互いの考えを確認出来て大変有意義だったと感じていました。

石垣調査と保全方針策定期間については、まず石垣カルテを整理すること、調査結果を整理分析が必要と意見を頂いたとしました。

また、はね出し工法について、石垣の一部の毀損を前提としている基礎構造は認められないと、当初から指摘しているという意見も頂いたとしました。

また、「基礎構造について、文化庁から穴蔵石垣に遺構が残っている可能性を前提に検討するようご助言を頂いている。できるだけ早く全体整備検討会議や石垣部会にご相談をし、ご意見を頂戴したい」としました。

## 千田教授「はね出し工法について、今は結論を出せない」

19/11/28に、中村文化小劇場にて名古屋城天守閣木造復元市民向け説明会が開催されました。

会場には、石垣部会の千田教授も個人で来ており、舞台上で挨拶しました。

説明会終了後、河村市長と千田教授の共同ぶら下がり会見が

ありました。

千田教授は「いろいろまあ、相違がなかったわけではありませんけれども、現在は、石垣をしっかり調査をしてそれを保全をしっかりとしながら整備を考えていこうというところは完全に一致しておりますので、石垣部会も前向きにしっかり議論に加わって調査をし、必要な保全の措置をとっていきけるようにしていきたいと考えている」と述べました。

記者からはね出し工法について聞かれ、「今は結論を出せない。基礎的な調査に基づいて、しっかりと学術的な議論をする中で、今の大天守・小天守の石垣がどのような学術的な価値を持っているかを評価することになる。どの程度痛んでいるかも評価を下すことになる。

その結果次第で、穴蔵階の解体修理が必要となるのか、そうでないかがはっきりしてくる。

特別史跡や史跡の整備の基本原則は、本質的な価値を持つるものを壊して何か作ることは原則として認められない。

はね出し工法が成り立つのか。難しいということになってくるのか。それも明らかになってくる」としました。

## 河村市長「石垣部会と完全に一致した」と述べるのみ

一方、河村市長は「石垣部会と完全に一致した」と述べるだけで、印象操作を行っているとは思えません。

## 石垣部会「対立とか関係修復って言い出したのはあなたたちです」

19/12/27開催された石垣部会後の記者会見で、記者から「19/11/4に市長との対談で、和解というかある程度合意、関係修復がなされたと言われてきたが、今日を終えてどう思うか」と質問がありました。

宮武正登・佐賀大学教授は「対立とか関係修復って言い出したのはあなたたちです。部会で対立しているなんてことは一言も言ったことがありませんか。和解とか。ないですよ。

我々石垣部会は、当初から一貫して木造天守であろうと、鉄筋コンクリートの天守を残そうと、現状有ろうと、どんな選択肢であっても天守台に負担があるかどうか、特別史跡を構成している石垣の健康度、維持というものが現実どうなのかという調査が必要だということを繰り返してる。

今回、その指導に基づいて、やはり名古屋市さんはもうやり方をもう1回考え直して、クリアしなければならぬハードルを一つ一つ済ませていきますよというご発言を市長さんはされた。

そのように対立から和解というような図式で書かれると経過をご存じない、県民市民国民の方々には、いろんなストーリーを考えてしまう、ミスリードをしていただいているのは困るんです。誤解の無いように。木造天守が賛成反対も一度も部会でも議論をしてませんし、言ってないです。」としました。

赤羽構成員は「今日の話合いについては、やはり石垣ファーストというふうに度々市長はじめおっしゃってることから言えば、まだまだ不十分である。とにかく具体性のない提案だったというふうには私は考えてます。」と述べました

## 竹中工務店「石垣部会と目線合わせをしたい」

19/11/29に開催された名古屋城天守閣木造復元市民向け説明会で、竹中工務店は、はね出し工法について「今後石垣部会の先生とじっくり協議させていただきながら、石垣の保全に向けてどういった目線合わせをしていくかというところを協議を進めていきたい」と述べるに留まりました。

## 竹中「はね出し工法は500年持つコンクリー

## トを使用する予定」

19/12/2に開催された市民向け説明会で、名古屋市民オンブズマンの内田隆が、奈良の平城京大極殿復元に竹中工務店が使った「500年持つコンクリート」というのは、この木造復元の天守閣の基礎構造(はね出し工法)でも使うご予定かと質問したところ、使用する予定とのこと。

続いて、「仮に上記500年コンクリートを使って現天守閣を長寿命化させることは可能か」と質問したところ、竹中工務店は「耐震の専門ではないのでわからないが、耐震補強要素だけ500年持たせても、残っているコンクリートの性能は評価に値しない。」と述べるにとどまり、長寿命化については、耐震補強要素だけの長寿命化のみを言うだけで、全体の長寿命化については何も答えませんでした。

## 「市長が『金が余っている』というなら、どうして給食費を600円値上げするのか」

19/12/5に開催された市民向け説明会で、会場から「市長は毎回『世間には金が余っている』と言っているが、そうであればどうして今日の報道『給食費を月額600円値上げ』するのか？」と質問がありました。

河村市長は「お金がないないということで、嘘なんですよ。お金をちゃんと使って投資してちゃんと都市の力というか経済の力を保つことが福祉を強くすることになる」と述べるだけで、きちんと回答しませんでした。

## 埋蔵文化財部会は撤回、石垣部会で御深井丸調査を決定

20/2/1に特別史跡名古屋城跡



全体整備検討会議(第29回)が開催され、名古屋城の御深井丸埋蔵文化財を石垣部会で検討することを決定しました。

名古屋城現天守を解体する際、外堀の北から仮設の棧橋をかけ、内堀に仮設構台を作る予定です。しかし、棧橋の足場とされる御深井丸には、石垣がありませんし、地下遺構がある可能性もあります。

名古屋市は「現天守閣解体に伴う仮設物設置にあたり、御深井丸の地下遺構を把握するための発掘調査等を行う必要があるが、御深井丸の埋蔵文化財は、石垣と地盤のつながりがあるため、切り離して議論ができないとして、石垣部会で検討することが提案されました。さらに石垣部会に地盤工学の専門家(西形先生)を加えることも提案されました。

今回文化庁が御深井丸埋蔵文化財発掘方針にお墨付きをつけたことで、さらに調査に時間がかかることが確定しました。

## 現天守閣解体まで何年かかるのか

現天守閣解体までに、天守台石垣、内堀、御深井丸、穴蔵石垣の発掘調査の詳細を決め、文化庁の現状変更許可を取り、発掘をして、さらに評価をした後に、保全方針を決め、必要なら保全した上で、現天守閣解体のための仮設物設置が埋蔵文化財や石垣にどのような影響を与えるかを検討する必要があります。

石垣部会は「石垣については、木造天守が建つ、建たないに関わりなく、石垣をまず調査した後、保全をする必要がある」としています。

上記調査・検討をすべて終了したのちに、ようやく現天守閣解体に移ることが可能になります。

しかも、文化庁は現天守閣解体だけでなく、木造復元も一体として審議する方針にすべきとされており、名古屋市もその方針に変更しました。

木造復元には、バリアフリーの問題だけでなく、消防、耐震の問題をクリアした後、建築審査会の同意を得て建築基準法の適用除外を受けることが可能になります。

これらをすべてクリアするにはあと何年かかるのでしょうか。

しかし木材は多く購入しており、保管費用だけで毎年年間1億円かかるといいます。

## 2020年度予算案にいきなり木材保管費1億円計上

名古屋市は、20/2/12に2020年度当初予算案を発表しました。<http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/68-6-2-17-1-8-2-0-0-0.html>

「天守閣の整備」2億4507万4千円は、「令和2年度予算要求に対する財政局査定内容の公開」では全く記載がありませんでした。

これは「予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例」の趣旨に明らかに反します。

そのうち、主架構木材の保管費1億円ですが、「柱や梁などの主架構木材の保管費 令和2年度」としか記載がありません。

木造復元をめどがたっていない現在、あと何年保管費を払えばよいのかまったくわかりません。

また、木造で復元階段の模型を展示した「ステップなごや」ならびに名古屋農林総合庁舎第1号館・第2号館(国)、独立行政法人水資源機構中部支社がある場所に「尾張名古屋歴史博物館(仮称)」を計画している件で、名古屋市は2800万円を「金シャチ横丁第二期整備」として予算要求していましたが、財政局案で0円計上となりました。しかし市長が2000万を復活させました。

## 「穴蔵石垣の試掘」はどんな名目なのか

さらに、発掘調査等の中に、「穴蔵石垣の試掘」とあります。19/8/5石垣部会での村木副所長と石垣部会の千田教授とのやりとり(前述)はつきりと名目を文化庁に示し、文化庁の現状変更許可

を取ってから、各部会で議論することになるのではないのでしょうか。

## 「昇降新技術公募」に約1億3000万円

また、昇降に関する新技術の公募に1億3168万9千円計上していますが、エレベーター設置を認めない名古屋市の姿勢に対し、障害者団体は反発し続けています。名古屋市は、復元をめどが建っていないにもかかわらず、2020年3月中に昇降機技術公募をはじめの姿勢を崩していません。

市議会でのどのような議論になるのか注目したいです。

## 「名古屋市と文化庁のやりとり」公開が重要な意味を持つ

ますます混迷する名古屋城天守閣木造化事業。

仮に渡辺市議が言うように、文化庁から「2022年12月までの復元は無理」と当初から言われていたにもかかわらず、木材の製材契約94億5540万円をその後も支出していたのであれば、名古屋市政130年始まって以来最大の不幸事となります。

(2019年7月末現在 基本設計8億4693万6000円全額支払い済み。実施設計15億6182万1480円のうち5億9400万円支出済。木材の製材94億5540万円のうち21億9600万円支出済。)

いったいどのような木造名古屋城になるのか、そもそも木造復元が可能なのか、市民は誰一人として知らされないまま、いまだに名古屋市は強引に事業を進めようとしています。

名古屋市民オンブズマンとして、情報公開に留まらずどのように追及するのか今から具体的に検討したいです。

平成30年6月13日 文化庁訪問

出席者

(文化庁) 文化財部長 山崎 秀保  
記念物課長 大西 啓介  
美術学芸課長 圓入 由美  
(名古屋市) 市長 特別秘書 東京事務所長 名古屋城総合事務所長

【市長発言】

- マスコミや議員から文化庁と市との関係がうまくいっていないと聞いている。何が悪いからお聞きしたい。
- 西川流の家元より、これだけ資料が豊富な復元は世界に例がない。世界にアピールすることが必要だと言われている。そのために何かいい方法があればお聞きしたい。
- バリアフリーについては、歴史的建造物の復元ということをおわかっていない人が多い。  
新技術での対応としては、歩行支援機が有力。ロボットで上がる方法もある。階段の実物模型を作って検証する。階段を上る技術は普通の家で活用できる。歩行支援機を使った「おもてなし合力隊」がいいと思う。  
車いすごと階段を上る技術もある。この技術は地下街での災害時にも活用できる。  
② [REDACTED]  
[REDACTED]  
外からはしご車の技術を活用する方法もある。車いすで脱出できる500kgまで対応できるはしご車がある。少なくとも1階までは保証する。スロープで地下まではいける。  
③ [REDACTED]
- 2020年12月までには成し遂げなければならない。本当は2020年にしたかったが、議会との関係でできなかった。

(文化庁発言)

- ④ [REDACTED]
- ⑤ [REDACTED]  
[REDACTED]

# 一宮市民生委員視察研修随員職員住民訴訟

## 全額返還・ガイドライン作成

## 市WEBに「不適當」記載

## 実質完全勝訴で取り下げ

一宮市の市民オンブズマン・タイアップグループメンバーが本人訴訟で行っていた、一宮市民生委員視察研修に随員した市職員の旅費等の返還を求める住民訴訟で、19/7/17に、随員職員が市に自発的に旅費等130,916円全額を返還したこと、再発防止のためのガイドラインを作成したこと、また市公式webに「市民の信頼を得ることのできない不適當な支出であると判断しました」と記載するとしたことで、訴訟を取り下げました。

本人訴訟をやりきったメンバーに敬意を表しますし、同様のことは一宮市だけでなく、全国各地にあると思います。一宮の地から真の民主主義を広げていきたいです。

以下、初めての住民訴訟(本人訴訟)を行った経緯と感想です。

## 住民監査請求の原因

一宮市幹部職員が一宮市民生・児童委員会連絡会主催の1泊2日視察研修旅行に、毎年出張扱いで、公費で参加し、昼食代等を一宮市民生委員会会長会に負担してもらっていた件で、情報公開請求したところ、実態

は観光旅行であることが判明しました。加えて、市が補助金を支出しているため「利害関係者」にあたり、「利害関係者」との飲食等が一宮市倫理規則違反でもありと考へ、従って市職員に出張命令を市が出したことが問題として、損害賠償の請求を求めた事案です。

## 市監査委員は「却下」

一宮市長(福祉部生活福祉課)は情報公開で当初出張旅費の支払いがないと2018年10月19日に回答しました。再度の情報公開請求に対して2018年11月30日に公開決定するも連絡なく12月6日に別件で訪問時に資料を受領した。その翌日の2018年12月7日に住民監査請求。しかし支出した2017年11月24日を1年間過ぎていたため2018年12月28日に住民監査請求は却下されました。

2019年1月23日、名古屋地裁に住民訴訟を提訴。2019年3月6日、第1回口頭弁論が開かれ、被告訴訟代理人宇津木寧弁護士は「支出から1年を経過している」として「却下」を主張するも、裁判所は「財務会計行為の違

法は直接問題とならないから、住民監査請求期間の点は争点とならないと理解する」として審理は進められました。

## 2回の口頭弁論後、被告は請求の趣旨に反論することなく和解を提示

被告は、2019年4月19日までに原告が整理した請求の趣旨に即して、本案の争点についての反論を提出するよう裁判所から求められていましたが、4月25日口頭弁論でも一言もそのことについて述べることなく25日の審議は終了しました。その後、407号室で裁判長から和解の話があり、「被告が非を認め一部返金することであるが、和解に応じるか」との話があり、「二度と同じ間違いが起らないよう対策を立ててもらえれば和解に応じる」と回答しました。被告側は市長の了解を取り2019年5月20日までに回答することになりました。

## 市は請求額全額返済 とガイドライン作成 の訴訟取り下げ案を 提示

2019年5月20日、被告側から「出張者に旅費全額を6月中に返済させること、出張についてのガイドラインを作成する」との提案を裁判長から聞き、入金確認後7月4日訴訟を取下げ作業に入ることになりました。

## 市広報・市長通知 は曖昧・事実誤認 のため、裁判継続 を希望

上記を踏まえ、2019年6月24日、原告・被告別々に、一宮日刊記者会に記者会見を行いました。同日のNHKニュース、翌日の中日新聞・朝日新聞の記事はいずれも、「観光色強く不適切」との記事を掲載しました【別紙一宮1】。

一方、市webでは(1)一宮市としては、適法な旅費の支出と考えているものの、市民に対する信頼性確保の観点から、当該出張に随行した職員が市に対し旅費を返還しました。(2)今後同様なことが起こらないよう、ガイドラインを作成中です」と記載されました【別紙一宮2】

このwebの(1)の内容は、裁判所から聞いていた内容、新聞等の記事内容との違いがありすぎ、何よりも「市民に

対する信頼性確保の観点から」は寧ろ信頼性を損なうと思うこと。加えて6月28日一宮市長から一宮市全職員への通知「市民又は団体等と同行する公務としての出張等について(通知)」の中で、市長は「裁判の結果についてはまだこれからです。」「従来から利害関係者との行為については制限をしています。」と、市が悪いかどうかは今後裁判で決まる、今回、一宮市民生・児童委員長会は利害関係者でないと取れる記載があり、市長要望に應えるため、急遽7月2日、裁判所、被告に準備書面と証拠資料甲19号証から甲32号証まで65枚を提出し、現段階では住民訴訟取り下げを行わない旨、裁判所書記官に説明しました。

## 裁判長「まれに見 る成果」

7月4日、裁判長から、住民訴訟を取り下げない理由の確認が行われました。最初に素人の私に対し親切に指導していただき、100%以上の結果が出たことに対してのお礼を述べたうえで、前述の市のweb、市長の通知、新聞記事等で従来のお話し合い等の違いを強調し、市長が裁判で判断を仰ぎたいのであれば原告としても望むところであり、裁判を継続したい旨話しました。裁判長は請求額が全額返済され、ガイドラインも作成されたことは、まれにみる成果だといわれ、的確な証拠資料の結果だともいわれました。そのうえで被告側の言い分を聞く場及び原告側の質問の機会の場を持つことを提案されました。

## 市弁護士「市に重 大な誤りがあり、 WEB・通知の内容 は真意でない」

被告一宮市代理人の宇津木弁護士の説明では、「自分が中心になって調査を行い、問題があったからガイドラインも作成した。この重要性については幹部職員全員に説明しており、職員全員の共通認識になっている」との説明がありました。

原告の「なぜ正式の命令を受けて出張をした人が全額返済しなければならないか」との質問に対しては明快な回答は得られませんでした。しかし住民訴訟制度上止むを得ないとはあるが5年間5人の出張者すべての精算書が概算払いと同額ですべて間違っていること、しかも概算払いで合議制となっており、会計課は会計管理者以下5名、財政課は財政課長以下5名が間違った精算書に押印しているが何のために押印しているのか理解に苦しむ旨も伝えました【別紙一宮3】。

裁判長・被告側から訴訟取り下げを求められましたが、「web・市長通知の文書」を文書による訂正を拒否されたため、名古屋市民オンブズマン事務所にTELで確認した上で、訴訟取り下げを拒否しました。

その後裁判長が仲介し、市が7月17日に訴訟取り下げを市webに掲載時、取り下げ経緯で市の真意が理解できる内容の文章を、裁判長と弁護士で作成、その後訴訟取り下げ(文章の作成を裁判

# 中日新聞

発行所 中日新聞社  
名古屋市中区三の丸一丁目6番1号  
〒460-8511 電話 052(20)18811

2019年(令和元年)  
6月25日(火)

住宅デ

## 県内版

### 観光色強い研修に市幹部随行

#### 一宮市、不適切と認定

一宮市は二十四日、観光の色合いが強い民生・児童委員の研修旅行に毎年、市幹部を随行させていたと発表。市は交通費や宿泊費を公費で支払ったことは不適切だったと認定。二〇一三、一八年度に同行した五人が計十五万円を返還した。この問題をめぐり、市内の男性らが今年一月、返還を求めて住民訴訟を名古屋地裁に起こしている。市によると、旅行は、委員代表として「市民生・児童委員会長連絡協議会」が懇親会をかねて毎年十二月に二泊三日で催す。兵庫県の温泉地や瀬戸内海の小豆島など県外の観光地が行き先で、十年以上前から研修で訪れる施設との仲介役として、市福祉部の幹部一人が同行していた。

年鑑別所といった施設への訪問は、毎回一カ所のみで、いずれも一時間程度しか組み込まれていなかった。市は男性の指摘を受け、

内容を精査し、観光色が強いと認定。市は近く、再発防止に向け、出張に関するガイドラインを策定する。男性は取材に「要求した金額が返還されることになった。訴訟は近く取り下げたい」と話した。(植木創太)

## NHK報道

【同日午後6時からのニュース(まるっと! News)】  
一宮市職員が「視察費」全額返済と題し市が観光旅行色強い旅行であったことを認め「時代や市民への説明を考えると不適切だった」として一宮市職員が「視察費」全額返還したと報道された。

## 民生委員研修に随行 市職員が旅費を返納

### 一宮「観光に重点」認める

一宮市の職員らが2013〜17年度に民生・児童委員の研修旅行に随行したとが分かった。この支出をめぐっては、住民が市を相手取り、「実態は観光旅行」として公金の返還を求め訴訟が名古屋地裁に提起されている。市は24日、「適法な支出と考えているが、研修時間が少なく、観光重点の日程だった」と不適切さを認め、18年度の旅費約2万5千円も返されたという。男性は情報公開請求を得

た資料などをめぐり昨年12月、13〜17年度分の旅費の返還を求めて住民監査請求をした。だが同月、市監査委員は「当該旅行が1年で行った」としながら、研修で訪れたのは特別養護老人

ホームなど毎年1カ所程度、時間1時間半程度だったことを重視し、退職した委員を含め協議し、旅費を自主返納してもらった。

# 名古屋 尾張知

### 建築防犯策専門店 耐震リフォーム

## 級建築士事務所

名古屋中川区南栄の五 0120-406249 takumi100.com

- 名古屋本社 052-231-0965
- 尾張センター 052-231-0391
- Eメール aichi-mytown@asahi.com
- 県内支局
- 一宮 0586-71-7131
- FAX 71-7130
- 春日井 0563-81-2233
- FAX 81-2255
- 日進 0561-72-5327
- FAX 42-6531
- 中部空港 0569-38-1080
- FAX 38-7371
- 豊橋 0532-52-0155
- FAX 53-0661
- 岡崎 0564-21-3101
- FAX 21-3207
- 豊田 0565-32-0841

朝日新聞 2019年(令和元年) 49404号(日刊)

# 6月25日 火曜日

名古屋	豊橋	岐阜	高山	津	長岡	浜松	東京	大阪
052-231-0965	0532-52-0155	0575-32-1111	0573-32-1111	059-38-1080	057-7371	053-7371	03-3207	06-6320

発行所 〒460-8488名古屋市中区栄1-3-3 朝日新聞名古屋本社

現在の位置: [トップページ](#) > [市政情報](#) > [報道発表](#) > [平成31年・令和元年の報道発表一覧](#) > [6月の報道発表一覧](#) > [令和元年6月24日定例市長記者会見 「住民訴訟について」のお知らせ](#)

現在の位置: [トップページ](#) > [暮らしの情報](#) > [福祉](#) > [生活福祉](#) > [公金支出金返還請求事件](#)

### 公金支出金返還請求事件

## 令和元年6月24日定例市長記者会見 「住民訴訟について」のお知らせ

ページID 1030294 更新日 令和元年7月17日

### 住民訴訟について

### 事件番号平成31年行ウ第4号公金支出金返還請求事件

民生委員の研修旅行に随行した職員に対する、出張旅費の市への返還を求める住民訴訟の経過報告について

本件の支出については、訴訟が市民から提起されましたが、本日令和元年7月17日取り下げにより終了しました。

経過

市としては、市民に対する説明責任からも当該支出が、市民の信頼を得ることのできない不適当な支出であると判断しました。

平成31年1月23日 一宮市在住の住民から上記訴訟が提起されました。

よって、本件については、裁判所の判断を待つまでもなく、市または当該職員が自主的に行動すべき案件であ

平成31年3月6日 第1回口頭弁論

り、出張手当を受領した者から自主的に返還を受けたという経緯です。

平成31年4月25日 第2回口頭弁論

対応

(1) 一宮市としては、職員の適法な旅費の支出と考えているものの、市民に対

する信頼性確保の観点から当該出張に随行した職員が市に対し旅費を返還しま

した。返還は完了しています。

(2) 今後、同様なことが起こらないよう、ガイドラインを作成中です。

令和元年6月28日

一宮市職員 各位

一宮市長 中野 正康

市民又は団体等と同行する公務としての出張等について (通知)

先日、職員が過去に公務で出張したことについて、市民の方から違法な公金支出であるとの訴えがあり、裁判になっています。裁判の結果についてはまだこれからですが、市民の方から不信任を持たれたのは大変残念なことだと考えます。

つきましては、市民又は団体等と同行する公務としての出張等について、下記のとおり取り扱うこととしますので、このようなことが再び無いよう徹底してください。

また、出張時や会議後に引き続き行われる飲食等について、一宮市職員倫理規則(平成17年一宮市規則第93号。以下「規則」といいます。)において、従来から利害関係者との行為について制限をしていますが、今回の事案を踏まえ利害関係者に当たらない場合においても市民からの信頼を失わないよう、また市民から疑念をもたれないよう細心の注意を払ってください。

上記・左記文章は市の「本意」ではないと弁護士から説明があったため、訴状取り下げ前に、裁判長と弁護士で事前に合意された文章(令和元年七月十七日付ホムペジ

一宮 2

# 支出行為決議書 兼支出命令書

概算私 (一般)  
出納員私 単件

年度 29 会計 一般会計  
所屬 201600 生活福祉課  
債項番号 0080821-001

科目	品目	数量	単価	金額	備考
001	民生児童委員活動費			32,000円	
001	民生児童委員活動費			27,548円	
001	民生児童委員活動費			4,452円	
001	民生児童委員活動費			27,548円	

金額	円	角	分
27,548	00	00	00

出納員番号: 9000099728  
住所: 所 福地郡 生活福祉課  
出納員 氏名: 福地 順子  
氏名: 福地 順子

29年11月17日  
収入印  
29/11/17

00005432 山崎 敬司 1552 29/1一般

## 出張命令兼支出内訳書(概算私用)

29.11.17 生活福祉課

伝票索引番号 0080821-001

3款 1項 1目 9節 3細節

期	間	行	先	用	件	種別	運賃	宿泊料	合計	精算	氏名	課長受領印
							km	(食費料)		過不足		
11.21	から	香川県	民生・児童委員協議会	視察研修	貸切バス	13,048	14,500	27,548			次長 石原 秀雄	
11.22	まで	小豆郡	民生・児童委員協議会	会長視察研修	貸切バス	13,048	14,500	27,548	0		次長 石原 秀雄	
11.21	から	香川県	民生児童委員協議会	視察研修	貸切バス							
11.22	まで	小豆郡	民生児童委員協議会	会長視察研修	貸切バス							
11.21	から				貸切バス							
11.22	まで				貸切バス							
11.21	から				貸切バス							
11.22	まで				貸切バス							
11.21	から				貸切バス							
11.22	まで				貸切バス							
11.21	から				貸切バス							
11.22	まで				貸切バス							
合計							13,048	14,500	27,548	0		

※ 種別の欄は公用車、鉄道、バス、船舶、航空機などの区分を書くこと。  
精算の結果過不足を生じた場合には、その理由を用品欄(下欄)に記入すること。

※上欄は概算額 下欄は精算額 精算過(黒) 不足(赤)

ご旅行代金見積書

平成29年9月29日

愛知県知事 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 2号  
**(有)今伊勢交通観光社**  
 〒491-0057 一宮市今伊勢 〇-2  
 TEL (0586)46-2111 2133  
 総合旅行業務取扱官 〇〇〇〇〇〇〇〇

団体名 一宮市民生会会長研修会 様 担当 野村 様  
 行先 小豆島 人数 23 人  
 実施日 平成29年11月21日(火)~11月22日(水) 会数 1 会

交通費等 (1人当たり)	¥12,749	食事代 (1人当たり)	¥3,240
<b>①</b> バス代 中型27ガイド付	¥235,000	短路 瀬霧酒造	¥1,620
消費税	¥18,800	小豆島 寒霞溪ロープウェイ食代	¥1,620
<b>②</b> 高速道路代	¥19,080		
一般有料道路代	¥620		
駐車料			
航空運賃	¥0		
<b>③</b> 乗務員宿泊、昼食代 1台分	¥19,740	拝観、入場料等 (1人当たり)	¥0
JR乗車料金	¥0	地名	施設名
交通費等合計	¥293,220	小豆島	小豆島急行フェリー
			¥0
宿泊費 (1人当たり)	¥16,674		
地名	宿泊施設	宿泊料	
小豆島	小豆島国際ホテル	④ ¥15,300	
	消費税	¥1,224	
	入湯税	¥150	
	(1泊2食サ込み)		
	消費税	¥0	
	入湯税		
	(1泊2食サ込み)		
備考	1人当たり旅行費用	¥32,683	
宴会時カラオケサービス(20名~)	旅行業務取扱料金	⑤ ¥300	
酒またはソフトドリンク1本付	1人当たり旅行代金	¥32,983	
往復フェリー代込みの団体特別プラン!	総旅行代金	¥758,142	

1. 上記代金は見積書提出日現在を基準としており、運賃料金変更の場合は、変更させていただきます。  
 2. 上記代金は高付行程表に基づき算出しておりますので、行程・物産変更の場合は代金も変更させていただきます。  
 3. 上記旅行業務取扱料金は、旅行業法に基づき旅行費用の10%まで認められています。  
**運賃①+②+③=273,220円+23,140円+300円=300,660円 宿泊料④+消費税⑤=16,524円  
 上記 145,000円**

請求書

平成29年11月27日

お客様名 一宮市民生会 様  
 旅行日 平成29年11月21日(火)~22日(水)  
 旅行先 小豆島

愛知県知事 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 572号  
**(有)今伊勢交通観光社**  
 〒491-0057 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
 一宮市今伊勢町 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
 TEL (0586)46-2111 FAX 46-2133

下記の通りご請求申し上げます  
**ご請求金額 ¥498,352**

月日	項目	単価	数量	金額	備考
	貸切バス代(中型ガイド付)	253,800	1	253,800	
	有料道路代 (一宮西IC~短路JCT往復)	19,400	1	19,400	
	乗務員宿泊代	8,790	2	17,580	
	乗務員昼食代(2回)	1,040	2	2,080	
11/21	宿泊代(小豆島国際ホテル)	16,674	23	383,502	
11/21	昼食代(短路・瀬霧酒造)	1,620	23	37,260	
11/22	昼食代(寒霞溪ロープウェイ)	1,620	23	37,260	
	旅行業務取扱料	300	23	6,900	旅行災害補償加入
	宴会費(ホテル)	20,100	1	20,100	別紙参照
	バス積込缶ビール代	230	23	5,290	
	バス積込缶茶代	120	23	2,760	
	バス積込お菓子代	540	23	12,420	799,352
11/5	預り金		1	-300,000	
	<b>合計</b>			<b>¥498,352</b>	

支出負担行為決議書  
 兼支出命令書

概算払 (一般) 単件  
 出納員私 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

年度	29	会計	01 一般会計	伝票番号	0080821-001
所属	〇〇〇〇〇〇	所属	201500	生活福祉課	
科目	01 一般事務費	科目	060 庶務費	金額	27,548
内容	旅行費	内容	特別旅費		
金額	27,548	金額	27,548		

発行日 29年11月17日  
 出納員 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
 承認者 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
 29年11月17日

出張命令兼支出内訳書(概算払用)

期	期行先	用途	金額	合計
29.11.17	生活福祉課	出張費	27,548	27,548
		合計	14,800	14,800
		合計	4,452	4,452
		合計	27,548	27,548

問題点

項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
見積金額	240,700	241,460	283,830	292,640	293,220
請求金額	246,380	246,960	285,820	291,710	299,760

①概算払い時入浴税代金を認めず。  
 ②請求書作成日が29.11.27日。精算日が29.11.24日  
 ③請求書積算額293,220円に対し請求書292,860円  
 ④交通費見積金額と請求金額差額あり(市は概算額と精算額同値)



# 請求書

平成26年11月20日

お客様名	一宮市民生会会長 様
ご旅行日	平成26年11月12日(火)~13日(水)
旅行先	修善寺施設研修、稲取温泉

愛知県知事 修善寺観光振興課 電話0572-572号  
**伊勢交通観光社**  
 〒491-0057  
 一宮市今伊勢町吉原千本栄10-2  
 TEL (0586)46-2111 FAX 46-2133

下記の通りご請求申し上げます

**ご請求金額**      **¥337,000** —

お振込は

**宴会費 41,320円 別紙参照**  
 上三枚 8,930円は行政文書  
 公開時添付分。  
 下一枚 41,320円は審査請求  
 で開示された分。  
 違いについての説明なし。

一宮 4

月日	項目	単価	数量	金額	備考
	貸切バス代(中型ガソリン)	199,800	1	199,800	
11/12	高速道路代(一宮~沼津)	9,270	1	9,270	
11/13	高速道路代(温泉~一宮)	9,170	1	9,170	
11/12	一般有料道路代	900	1	900	
	乗務員宿泊、風呂代	10,910	2	21,820	
11/12	宿泊代(稲取銀水荘)	14,730	19	279,870	
11/12	風呂代(柿田川・泉の館)	1,620	19	30,780	
11/13	風呂代(蓮山・代官屋敷)	1,620	19	30,780	
	旅行業務取扱料	300	20	6,000	旅行災害補償加入
	宴会費(旅館分)	41,320	1	41,320	別紙参照
	バス積込缶ビール代	230	21	4,830	
	バス積込缶外茶代	120	21	2,520	
		-60	1	-60	637,000
11/5	預り金	-300,000	1	-300,000	
	<b>合計</b>			<b>¥337,000</b>	

# 様 賀 状

拝啓 時下益々ご清栄の御事とお慶び申し上げます。毎度高別のお引立に預り誠に有難く御礼申し上げます。水戸下宿の通り廻り町ご挨拶申し上げますので、ご差紙の上書きお取扱いの程お願い申し上げます。

1. 1/2 宛由 一宮振込金全額 通
2. 執事 明細書は引取書(控)3紙 手通
3. (巻紙は4枚書から2枚書利用) 通

御事 早速ご返事FAXにて問合せ、お詫言えたい件でございます。他の3件も御礼申し上げます。伊勢交通観光社(伊勢)の御礼申し上げます。伊勢交通観光社(伊勢)の御礼申し上げます。伊勢交通観光社(伊勢)の御礼申し上げます。

稲取 銀水荘  
 〒410-0011 静岡県伊豆市稲取町10-1  
 TEL 0557-85-2211  
 伊勢交通観光社  
 〒464-0006 愛知県一宮市千本栄10-2  
 TEL 0586-46-2111

領収証  
 一宮市民生会  
 No. 11303289 TO  
 410  
 2014年11月13日

金額	¥3,440*
但	精算
但	254円

稲取 銀水荘  
 〒410-0011 静岡県伊豆市稲取町10-1  
 TEL 0557-85-2211 (代表)

金額	¥1,720*
但	精算
但	127円

稲取 銀水荘  
 〒410-0011 静岡県伊豆市稲取町10-1  
 TEL 0557-85-2211 (代表)

領収証  
 一宮市民生会  
 No. 11303289 TO  
 418  
 2014年11月13日

金額	¥3,770*
但	精算
但	278円

稲取 銀水荘  
 〒410-0011 静岡県伊豆市稲取町10-1  
 TEL 0557-85-2211 (代表)

金額	¥41,320*
但	精算
但	3,050円

稲取 銀水荘  
 〒410-0011 静岡県伊豆市稲取町10-1  
 TEL 0557-85-2211 (代表)

平成 8/年 4月 17日

様 株式会社 ホテル 銀水荘

拝啓 時下益々ご清栄の御事とお慶び申し上げます。毎度格別のお引立に預り誠に有難く厚く御礼申し上げます。本日下記の通り茲許同封ご送附申し上げましたので、ご査収の上宜敷くお取計いの程お願い申し上げます。尚、今後共精々お引立賜わります様お願い申し上げます。

記

- 1. 1/2 席为 一宮市民生会会長会様 通
- 2. 請求明細書及明細書(控) 2部 4通
- 3. (客室は417号室から421号室利用) 通

備考 早速ですが FAXにて問合せいただいた件でございます

部屋番号417の分は夜の宴席でご利用預りた分飲物代です。他の3件  
部屋番号418.419.420は客室の冷蔵庫代です(冷蔵庫は427以外する朝に  
カウントをしています)

稲取 銀水荘

〒413-0411 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1624-1  
TEL <0557> 95-2211

東京予約センター

〒173-0033 東京都板橋区大山西町53-11.2F  
TEL <03> 3986-2211(代)

堂ヶ島 ニュー 銀水

〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科2977-1  
TEL <0558> 52-2211 番

名古屋予約センター

〒464-0006 名古屋市千種区光が丘2-5-11  
TEL <052> 962-2211 番

平成 8/年 4月 24日

様 株式会社 ホテル 銀水荘

拝啓 時下益々ご清栄の御事とお慶び申し上げます。毎度格別のお引立に預り誠に有難く厚く御礼申し上げます。本日下記の通り茲許同封ご送附申し上げましたので、ご査収の上宜敷くお取計いの程お願い申し上げます。尚、今後共精々お引立賜わります様お願い申し上げます。

記

- 1. 冷蔵庫の会計書 2件分 通
- 2. (館内の冷蔵庫を一斉に締め計算書
- 3. (その時間が記載されています) 通

備考 宴席での利用分は担当をいたしまして係がお客様とのやり取りを  
受けて直接データを入力しています。署名の件ですが当社のシステム  
形式により旅行業社様からのご紹介でご利用預りた場合記載される  
ようになります。ご了承下さい

稲取 銀水荘

〒413-0411 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1624-1  
TEL <0557> 95-2211(代)

東京予約センター

〒173-0033 東京都板橋区大山西町53-11.2F  
TEL <03> 3986-2211(代)

堂ヶ島 ニュー 銀水

〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科2977-1  
TEL <0558> 52-2211 番

名古屋予約センター

〒464-0006 名古屋市千種区光が丘2-5-11  
TEL <052> 962-2211 番

# 一宮市民生委員

## 書類を偽造か？

一宮市民生児童委員への交付金に関し、一宮市がルール・規則を守らないことは過去にも取り上げてきました。今回の「2」は今までになく酷い状況で、市長提出資料を課長が決裁の上、偽造の日付で課長名で県に対して提出したことが明らかになりました。前に報告分は公文書偽造等の犯罪に触れると思われ「1」については既に報告した内容ですが、実態が明らかになったため再掲いたします。

### 1. 収支計算書を偽造

富士連区民生児童委員協議会の収支計算書を偽造し県交付金返済を免除。内容は別紙明細を「別紙の菓子代等は該当せず直接記入とした。(ハズス)」(別紙 1)のメモ書きを残し県に提出分に「ペットボトル及びコーヒー代(20名×110円×13回)等外」(別紙 2)と書き換え、「原本の写しであることを証明します」を添付し県に報告した。その後の調査で改竄された内容は菓子代15,419円、チケット代10,000円の合計25,419円を交付金対象外のため、交付金対象経費に書き換え交付金の返還を許していたことが判明。

### 2. 要綱で支長報告が規定されているのに担当課長名で報告・提出日は出

### 罫目

民生委員協議会活動費交付金の実績報告書の提出は民生委員協議会活動費交付金交付要綱で(以下「交付要綱」という。)**「民生委員協議会連絡会長(以下「連絡会長」という)が市長を経由し、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。」**と規定されています。しかも、毎年度市長あて文章で実績報告の内容は各単位民生委員協議会ごとの収支状況については「**会議・行事名、支払日、支払金額の内容がわかるもの**」と、4月10日までに提出することが通知されています。(別紙 3)しかし30年度実績報告において、連絡会長の県知事宛提出日は平成31年4月10日、(別紙 4)一宮市生活福祉課長の愛知県尾張センター長宛提出日は平成31年4月23日になっています。(別紙 5)その実績報告書提出に対する決裁者は課長本人であり4人の部下の捺印があります。それ以上の驚きは、尾張福祉相談センターの受領日は令和元年5月15日です。(別紙 6)従来発行元、受取側とも発送日・受取日がわからないとのことでしたので再三改善を申し入れたところ、平成30年度分から尾張福祉相談センターで受領印が押印されるように改善され、実態が明らかになりました。尚、実績報告書が担当課長名で提出したことが、市長をかばうためなのか、市長に事実を隠すためなのか、他に特別な理由があるのか、調査を市に期待しても無理であり、交付金支払については市が直接関与していないこともあり、県による実態解明と改善を期待したいですが、尾張福祉相談センターはその気がないようです。

### 3. 一宮市における民生児童委員協議会問題の状況

#### ① 民生委員実費弁償費「県」→訴訟取り下げ

県は想定外の問題として、重く受け止め、お金の流れ・事務処理方法とも即刻愛知県全体で改善された。金銭問題は解決に至らなかったが、被告愛知県が令和元年9月26日「一宮市に係る民生委員・児童委員活動費等費用弁償費について、現在、資金前渡員が民生委員協議会を通すことなく、各民生委員・児童委員に個別に支払う方法に変更しており、今後も、継続する。」との陳述を行ったので、大きな改善が県全体で行われたことを評価し代理人に訴訟を取り下げてもらいました。

#### ② 民生委員会会長会実質慰安観光旅行に公費で出張「市」→全額返還

出張旅費全額が出張者より自主的に訴訟後発生分も含め返還された。その上、市弁護士指導の基、『市民又は団体等と同行する公務としての出張等について(通知)』が市長名で全職員に配布され実質的には全面勝訴であった。

尚、この件に関しては別記事「一宮市民生委員視察研修随行職員住民訴訟」で詳しく説明してあります。

#### ③ 県交付金不正使用「県」→裁判中

現在県交付金の連区協議会の以下の不正使用問題について県に対して訴訟中です。(1)交付要綱に記載されていない品目に対し交付金を使用されていること

長に一任しており文章内容に関係なく取下げる)をすることになりました。

## 合意文書は当方主張通りの内容

7月17日、裁判長と被告代理人弁護士とで合意された文章は「市民の信頼を得ることのできない不適當な支出である。」「裁判所の判断を待つまでもなく、市または当該職員が自主的に行動すべき案件である」「出張手当を受領した者から自主的に返還を受けた」との取り下げの経緯が記載されていたため、原告が訂正を求めた前回の「市web・市長の通知」の疑問は払しょくされ、訴訟を取り下げました。上記文書は市webに同日掲載されました【別紙一宮4】。

## 市は民生委員会長会を利害関係者との認識なし

取下げ了解後、同席の市職員に①民生委員会長会が利害関係者かどうか②何が不適當かの確認を行ったところ、①については、土木とか建築のような業者が利害関係者で民生委員会長会は団体であり利害関係者とは認識していないとのことでした。しかし毎年23連区合計で1400万円を超す補助金が支払われている民生委員協議会の会長の集まりであり利害関係者であると原告は今も考えています。

②については、視察先、行程表、宴会等とのことでしたが、弁護士からガイドラインに書いたものはすべて不適當との回答がありました。

## 今回請求した分以外も返還されることになった

平成25～29年度に市とほぼ同じ条件で同じ視察旅行に参加していた一宮市社会福祉協議会分132,916円(補助金として市が補助していた分 人件費・事務費合計で法人運営事業計で25～29年度で7億800万円)は今回住民監査請求では請求対象外としましたが、平成30年度参加者分25,543円と合わせ、自主的に出張者が一宮社協に7月13日に返済し、社協理事会で承認後、一宮市に返納されました。また市の30年度参加者分25,543円も6月6日に返済され、総合計で314,918円返済されました。

## 今回学んだこと

- ・住民訴訟の請求金額全額返済されれば裁判所としては棄却せざるを得ない。
- ・訴訟費用で争うことはできる。
- ・一般的には市web記載内容について裁判所は口をはさめない。

## 一宮市の「承認印・情報管理」でた

## らめ

前述しました出張旅費の精算には前述の会計課5名、財政課5名の他に担当課4名、副市長の合計15名が押印していても全員間違っています。

情報公開については、(有)今伊勢交通観光社発行の平成26年11月12日～13日修善寺施設研修、稲取温泉の旅行代金の平成26年11月20日付請求書で宴会費(旅館分)41,320円別紙参照が3枚で8,930円分しか開示されなかったため、審査請求を行ったところ1枚で41,320円の領収書が開示されました。念のため宿泊先の銀水荘に確認したところ、すべて銀水荘が一宮市民生会長研修会あてに発行したものでした。違う理由は不明のままです【別紙5】。

## まとめ

今回の住民訴訟では、未請求分も含め平成25年度以降の参加費全額314,918円返済に加え、出張に関するガイドラインが作成され、全職員に配布されました。さらに今回の案件に関する「市web・市長通知文章」が、専門家から見れば通用しないことが証明され大変満足できる結果でした。しかし今回の調査でも浮き彫りになった、公文書管理、情報公開、承認・決済問題に付いての管理不足・出鱈目等については、住民訴訟の制度上なんともしがたく、改善に意欲を持った市会議員が現れることに期待したいです。

(一宮T. O)

(2) 期限外の期間に対して交付金を使用されていること  
 (3) 市が不正を行ったり、間違いを見逃したり、支払う為のチェックしかしていないこと  
 ① 市が収支計算書を改竄していること  
 ② 市が間違いをチェックしても間違いを修正しないこと  
 ③ 使用金額が少なく基準額以下のところに対して対象外品目を対象品目にしていないこと  
 ④ 明細が添付されておらず、チェックできない使用金額を対象経費にしていること  
 ⑤ 添付すべき資料が添付されている、全ての連区の収支計算書で間違い(粉飾)があること  
 (4) 民生委員協議会の総使用経費が県・市交付金を合計した金額より少なく残額がある協議会が沢山あるが、精算において交付金全額以上使用したとして交付金の返還がなされていないこと等の問題が多々あります。

尚、この件に関し訴状を令和元年9月6日名古屋地方裁判所に提出したが、民生委員協議会が1連区ますごとに、13,000円の追加経費が必要といわれ、オンブズマンで1連区で行うことも勧められましたが、23連区中7連区に絞り令和元年10月11日に訂正申立書を提出し、令和元年12月6日第1回進行協議が行われた。被告側は南谷弁護士を含め14名、原告側は本人のみであった。そこで、原告が令和2年1月17日までに支出整理表を提出、1月23日第2回進行協議が開催されることが決まった。

支出整理表で新たに使用した証拠を記載した、証拠説明書(2)を令和元年12月26日提出、令和2年1月6日第1回準備書面と一緒に支出整理表も提出。

日計表が入手できた3連区全てにおいて間違い(粉飾?)が見つかっており、現在裁判所に領収書、日計表、銀行通帳等の提出命令をお願いしている。

**④市交付金不正使用「市」1月27日住民監査請求**  
 あと民生委員関係で問題があ

るのは、年間24百万円以上市が、民生児童委員協議会の委任状で、連絡会長経由で支払っている一般交付金の問題です。(毎年212,000円支払われている専門部会交付金は各連区民生児童委員協議会に支払われていないため除外)  
 一宮市要綱は県の要綱以上に曖昧で市の判断で交付金を何にでも使用できるようになっています。従って前項の県交付金の問題とは違い素人では難しい訴訟になると思われますが。住民監査請求を行い住民訴訟の準備だけは整えました。後は、住民監査請求の通知後に通知を基にオンブズマンの弁護士の先生方に相談するつもりです。  
 現在入手出来ている証拠は下記明細の通りです。

1. 各連区別申請金額が提出されていない(福祉事務所長が定めた額を使用?)
2. 最低でも26,007,660円の払い過ぎである。県に提出されている23連区民生児童委員協議会総経費は平成25年度～29年度で42,547,920円、市交付金の協議会の5年間申請金額の合計は57,921,500円で根拠もなく明らかに払い過ぎである。しかも県交付金がほかに協議会に対し10,634,080円支払われている(別紙7)。
3. 申請に対する審査が行われていない。
4. 施行期間が4月から3月に対し神山・丹陽町・起と大志連区25年度分を除いて前年度12月から11月になっている。
5. 県に提出された各連区収支決算書に各連区に間違い・粉飾が多々ある。
6. 市は各協議会に対し実績報告書(収支計算書)すら提出させることを規定していない。
7. 福祉の向上を図ること目的に交付金は支払われることになっているが、交付金が計画に比して多く支払われていることもあり、視察研修に名を借りた慰安観光旅行、懇親会等の食事代に多くの交付金を使用されている。
8. 市職員が支払いのためのチェックしかしていない。(前項③に記載)

9. 要綱等何も変わっていない状況で、会計等に説明することなく節19負担金、補助及び交付金を節08報償費に変更し申請書・完了報告書の提出をやめた。(次項で説明)

10. 要綱で市長提出が規定されている報告書を、担当課長が自ら決裁し、虚偽の日付で愛知県知事に提出している。(前述2で説明)

11. 完了報告は連絡会長の委任状で市が、各連区民生児童委員協議会に支払った証明に過ぎず、各連区民生児童委員協議会が何にいくら使用し、交付金に残高があるかどうか全くわからない状態です。前述「別紙-7」説明の通り計画では多くの連区で交付金残高があります。

## 説明もなく負担金、補助及び交付金から報償費へ

29年度は要綱の変更及び申請許可・変更説明をすることなく、節を交付金から報奨金に変更し申請及び実績報告を行っておりません。このことに対しての説明資料はなく、会計・議会に対する説明も行われておりません。

市は平成25年度宮西連区が一人5万円の個人負担で2泊3日で視察研修と称する慰安観光旅行を行った事実も把握しており、市交付金の民生委員協議会の使用状況の実態及び収支決算書の出鱈目の実態を把握しているため、元民生委員の内部告発により、オンブズマン会員による民生委員協議会に調査が及んだため、申請及び実績報告が求められない、報償費に補助金を変更したと思われます。

関心ある方は、質問・参考意見等ありましたらオンブズマンまでご連絡をお願いいたします。

(一宮T. O)

平成26年度 収 支 計 算 書  
 収 入

平成27年 〇 月 〇 日  
 金額単位:円

科目	金額	説明
県活動費交付金	〇 784,880	(2,664 × 定数) + 33,200
市活動費交付金	484,500	委員1人あたり 28,500円
単位民協助成金	8,500	委員1人あたり 5,000円
預金利息	58	
会費	204,000	委員1人あたり 12,000円
前年度繰越金	180,728	
県費用弁償費	824,500	
合計	1,780,774	

支 出

科目	金額	説明
資料作成・購入費	〇 3797	名札作り 1824円 封筒 315円 名刺 1658円
会議費・研究会費	314,017	(注) 別紙の茶代等 別紙の印刷 印刷代 (17円)
会場借り上げ料 (円)		
講師謝礼 (円)		
会議等のお茶代 (〇40337)		
交通費 (〇32,000)		専内部会等 交通費 (10名分)
内 入場料 (円)		

支 出

科目	金額	説明
資料作成・購入費	〇 3797	名札作り 1824円 封筒 315円 名刺 1658円
会議費・研究会費	314,017	
会場借り上げ料 (円)		
講師謝礼 (円)		
会議等のお茶代 (〇40337)		専内部会等 交通費 (10名分)
交通費 (〇32,000)		専内部会等 交通費 (10名分)
内 入場料 (円)		
食事代 (円)		
懇親会費 (238,680)		新年会 懇親会 (17名分)
宿泊費 (円)		
その他 (3,000)		民営委 廻向標語 賞金 1000 × 3名
(円)		

30尾福第1184号  
平成30年6月26日

各 市 町 長 殿

愛知県尾張福祉相談センター長  
( 公 印 省 略 )

平成30年度民生委員協議会活動費交付金について (通知)

このことについて、下記のとおり民生委員協議会会長の口座に送金しますので、会長に通知してください。なお、民生委員協議会活動費交付金交付要綱に基づき適正に事業を実施するよう御指導ください。

記

1 振込実施日

平成30年6月29日 (金)

2 実績報告について

民生委員協議会活動費交付金交付要綱第4に基づき、「実績報告書」を平成31年4月10日までに尾張福祉相談センター地域福祉課へ2部提出すること。

なお、別添の記載上の注意事項について御留意ください。

担当 地域福祉課  
社会・相談グループ(藤原)  
電話 052-961-1744  
E-mail [yukiko\\_fujiwara@pref.aichi.lg.jp](mailto:yukiko_fujiwara@pref.aichi.lg.jp)

平成31年 4月23日

事務主任 提出して下さいます

課長	査察	査察	査察	担当
信田	山崎	五藤	山崎	五藤

愛知県尾張福祉相談センター長 様

一宮市福祉部生活福祉課長

平成30年度 民生委員協議会活動費の実績報告について

みだしのことについて、別紙のとおり一宮市民生児童委員協議会連絡会長より提出がありましたので送付します。

別紙-4

様式2

平成31年 4月/日

愛知県知事様

住所 一宮市本町2丁目5番6号

氏名 一宮市民生児童委員協議会

代表者 連絡会長 太田一弘印

平成30年度 民生委員協議会開催実績について(報告)

このことについては、下記のとおりです

記

1 民生委員協議会開催状況

連絡先 一宮市福祉部 生活福祉課  
担当 澤田、山崎、五藤  
直通電話 (0586)28 - 9016



平成31年 4月23日

愛知県尾張福祉相談センター長 様

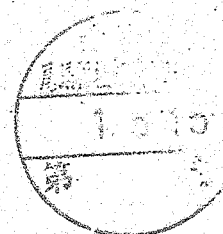
一宮市福祉部生活福祉課長

平成30年度 民生委員協議会活動費の実績報告について

みだしのことについて、別紙のとおり一宮市民生児童委員協議会連絡会長より提出がありましたので送付します。

連絡先 一宮市福祉部 生活福祉課  
担当 澤田、山崎、五藤  
直通電話 (0586) 28 - 9016

一宮 4



## 連区民生委員協議会（計画）と市交付金年度別過払い状況

単位円

数字根拠	年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
県提出	協議会開催に要する経費	5,318,700	5,318,700	5,318,700	5,318,700	5,318,700	26,593,500
県提出	その他の経費	3,191,660	3,196,460	3,196,460	3,186,580	3,188,260	15,959,420
県提出	協議会経費計	8,510,360	8,515,160	8,515,160	8,505,280	8,506,960	42,552,920
市基準	会費等控除額	2,875,000	2,932,500	2,932,500	2,932,500	2,967,000	14,639,500
	協議会経費合計	11,385,360	11,447,660	11,447,660	11,437,780	11,473,960	57,192,420
県基準	県交付金額	2,127,040	2,122,240	2,122,240	2,132,120	2,130,440	10,634,080
	協議会経費残額	9,258,320	9,325,420	9,325,420	9,305,660	9,343,520	46,558,340
市基準	市補助金等交付額	14,250,000	14,535,000	14,535,000	14,535,000	14,706,000	72,561,000
	市補助金等交付金残額	4,991,680	5,209,580	5,209,580	5,229,340	5,362,480	26,002,660

各連区民生委員協議会は、県・市からの入金以外に各連区からの助成金・会員からの会費/参加費等の入金がありますが、県交付金を先に使い切り、次に市補助金を使う場合の資産であり、市補助金等交付金残額はさらに増えます。

# 消防デジタル無線談合

## 3消防組合が沖電気と

## 「間販」代理店を提訴

「代理店等」と契約した岐阜県内6消防本部ならびに尾三消防組合に対する消防デジタル無線談合の住民訴訟を岐阜地裁・名古屋地裁に提訴しました。現在非公開で行う進行協議を続けています。

### 公取作成の沖電気 供述調書を一覧

本件談合は公正取引委員会が4社に課徴金納付命令を出していますが、沖電気をはじめとする3社は争わず確定しました。一方、富士通ゼネラルは課徴金納付命令の取消を求めて提訴中です（東京地方裁判所 平成29年（行ウ）第356号事件）

名古屋市民オンブズマンの代理人弁護士は、利害関係人だとして東京地裁に閲覧申請し、許可されました。

公取が東京地裁に提出した資料には、沖電気の供述調書が多数含まれており、当該裁判に関係する部分を写真撮影・謄写申請しました。

### 沖電気「5社間受注調整に従って、設計会社に働きかけた」

供述調書を読んだところ、談合5社間で受注調整が行われ、発注者や設計会社に対する営業活動を行い、仕様書の内容が納入

予定メーカーに有利になるよう働きかけたことが実名で記載されていました。

談合5社が直接契約することを「直販」、代理店に契約させることを「間販」と呼んでおり、どの消防本部でどの業者を落札させるか・直販・間販にするかが記載された「ちず」と称する一覧表も入手しました。

### 山県市と中濃 沖電気・代理店・設計会社とのメールを入手

供述調書とは別に、山県市と中濃消防組合に関しては、上記供述調書を裏付けるような、沖電気・代理店・設計会社とのメールのやりとり（具体的個人名は非公開）が、名古屋市民オンブズマンあてに送られてきていたので、裁判所に書証として提出し、これらメールが沖電気・代理店に残っているかどうか求釈明をしました。

### 山県・下呂・尾三 は沖電気・代理店を訴え済

上記供述調書を裁判所に提出したところ、裁判途中で、山県市・下呂市・尾三消防組合は、沖電気ならびに代理店を提訴したため、市民オンブズマン側は訴えを

取り下げました。

尾三消防組合の訴状によれば、平成26年4月9日以降の全国の市町村が沖電気工業の製品を使った入札案件の平均落札率は85.56%となり、本件落札率99.80%との差14.24%を損害としています。

岐阜市は沖電気のみ提訴しましたため、住民訴訟は係属中です。

残りの中津川市・中濃消防組合・揖斐郡消防組合については、進行協議中です。

### 富士通ゼネラル間販 春日井市は業者2社に請求済

間販に関し、不法行為責任については、確定4社・未確定1社とも2020年2月1日に時効になるという説があります。最判H21.4.28（判タNO.1300） [http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=37555](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=37555)

愛知県内では、富士通ゼネラルの「間販」である春日井市消防本部に対し、談合業者と代理店に早急に損害賠償請求をするよう、名古屋市民オンブズマンが内容証明を送付したところ、2020年1月末に、富士通ゼネラルと代理店である富士通に請求書を送ったとのこと。

富士通ゼネラルからはまだ返事がなく、富士通からは「談合の認定対象外なので払う気は無い」旨の書面が富士通代理人弁護士から届いたとのことでした。

訴訟が一気に進展しました。今後ご注目下さい。

# 半田元愛知県議政務活動費住民訴訟

## 約264万円返還命令確定

名古屋市民オンブズマンが、平成23年度～平成27年4月に半田晃士元愛知県議に支給された政務調査費・政務活動費の返還を求めた住民訴訟で、19/9/19に名古屋高裁も1審名古屋地裁と同じく263万9615円の返還を命じました。 <https://www.ombudsman.jp/data/190919.pdf>

### 1審名古屋地裁 約264万返還命令

名古屋市民オンブズマンは、半田氏の政務調査費・政務活動費につき、個人への委託料が架空支出の疑いがあり、また任期満了直前の海外視察は調査目的ではないとしてきました。

1審名古屋地裁では、①個人への委託は架空とは言えない。一部委託は一部使途基準に適合せず。②任期中は調査研究活動に従事できるのは当然。しかし海外視察中適法な調査研究時間は10分の1として、約264万円の返還を命じました。 <https://www.ombudsman.jp/data/190228.pdf>

### 高裁も1審と同様

補助参加人である半田元県議が控訴して、名古屋市民オンブズマン側が附帯控訴していました。

名古屋高裁は双方の補充主張を退けました。

名古屋市民オンブズマン代表の滝田誠一弁護士は「こちらの主張が全て認められたわけではないが、判決は支出の中身をきちっと一応検討して、それなりの判断を示したため、当方としては上告しない。

なお、政務活動費は『渡しきり』なので、領収書さえあればよい、使い切ったため領収書を偽造するという事例まで起きている。本来は何に使うかを事前に申請するような仕組みに変えるべきだ」としました。

### 個人への委託や 成果物公開を

原告の内田隆は「半田氏は調査と称して知人に多額の委託をし、成果物もあまりにも少なかった。また、任期満了直前にパース

に視察にも行った。裁判所が一部返還を認めたのは評価したい。今後、政務活動費をずさんにつかえないような制度にしてほしい」としました。

### 誰も控訴せず確定

上記高裁判決は誰も控訴しなかったため確定しました。

### 県 半田氏に260万円支払いを求め 提訴

愛知県は半田氏に2020/1/30に名古屋地裁に260万円の返還を求めて提訴しました。

(令和2年(ワ)403号 名古屋地裁民事9部)

20/2/6毎日新聞によれば、半田氏は支払期限までに3万9615円しか県に返還しなかったとのこと。

名古屋地裁民事9部に確認したところ、まだ第1回期日は決まっていなかったとのことでした。

日程：名古屋市民オンブズマン・タイアップグループ

2020年2月以降

月	日	曜日	時間	行事・裁判・催し	場所
3	9	月	14.:00-	岐阜県内消防組合デジタル無線談合 住民訴訟弁論準備(非公開)	岐阜地裁
3	4	水	13:30-	一宮市民生委員費用弁償住民訴訟弁論準備 (非公開)	名古屋地裁
5	20	水	13:30-	名古屋城文化庁訪問時面談記録 情報公開訴訟弁論	名古屋地裁 1102号法廷

\*第1火曜日ごろ 午後1時～例会をオンブズ事務所(大津橋南100m西側チサンマンション3階)で行います。  
☆カンパ大募集中！ 郵便振替口座00870-9-105687 「名古屋市民オンブズマンタイアップグループ」